

第76号議案

令和3年度大村市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度大村市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度大村市工業用水道事業会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村市水道施設等運転管理業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	110,900千円

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

附 属 書 類

目 次

1 債務負担行為に関する調書…………… 4頁

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	自己資金
大村市水道施設等運転 管理業務委託	千円 110,900	—	千円 —	令和4年度 から 令和8年度 まで	千円 110,900	千円 110,900